

注意事項をご確認いただき、太枠内に必要事項をご記入の上、  
手数料振込明細とともに弊社までFAXにてご返信くださいますようお願い申し上げます。

<b>重要事項に係る調査依頼書</b>				
当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第5号の2及び同法施行規則第16条の2の定め等に基づき、 下記のマンション等の取引に係る重要事項について、必要費用を添えて、(株)ユーホームに調査を依頼します。				
調査依頼日	年 月 日			
<b>宅地建物 取引業者</b>	会社名			
	所在地・送付先			
	免許番号	国土交通大臣	知事( )第	号
	依頼者	所属部署		
氏名				
電話			FAX	
<b>調査対象 マンション</b>	マンション名			
	所在地			
	売却依頼主	住戸番号	号室	氏名 様
<b>依頼事項</b> (必要な項目をチェックして下さい。)		<b>手数料</b>		
<input type="checkbox"/> 重要事項に係る調査報告書発行(当社フォームによる)		1部	16,500円(税込)	
<input type="checkbox"/> 管理規約写し		1部	3,300円(税込)	
<input type="checkbox"/> 総会議事録の写し(直近分より) 例)直近から3期分必要な場合、3部		1部	550円× 部 (税込)	
<input type="checkbox"/> 長期修繕計画表 『重要事項に係る調査報告書』依頼時に添付します。				
※物件によっては発行できない場合がございます。ご了承ください。				
		<b>合計額</b>	<b>円</b>	
<b>重要事項 調査項目</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕積立金積立総額(施行規則第16条の2第6号関係)</li> <li>・管理費・修繕積立金等の月額(施行規則第16条の2第6、7号関係)</li> <li>・管理組合の金融機関からの借入額(施行規則第16条の2第6号関係)</li> <li>・管理費・修繕積立金等の滞納額(施行規則第16条の2第7号関係)</li> <li>・大規模修繕工事の予定</li> <li>・駐車場、駐輪場、バイク置場の有無、月額、空き状況</li> <li>・マンションの管理形態(管理員等の氏名、勤務状況)</li> <li>・減免規定の有無</li> <li>・管理費等の改定予定</li> <li>・その他の負担金の有無</li> <li>・管理費等の支払方法</li> <li>・ペット飼育、リフォーム、ピアノ規定及びその他の専有部分の使用に関する規定</li> <li>・アスベスト使用、耐震診断及びその他の調査内容</li> </ul> ※長期修繕計画表は物件によっては発行できない場合がございます。			
<b>再発行について</b>	『重要事項に係る調査報告書』のご依頼から3ヶ月以内は、再発行対応1回のみ無償です。 (FAX送信での対応となります)			
<b>注意事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手数料について 上記依頼事項の合計金額をお振込みのうえ、振込明細を本書とともにFAX送信してください。 振込口座： 三菱UFJ銀行 名古屋営業部 普通 3469802 株式会社ユーホーム ※振込手数料は貴社にてご負担願います。 ※領収書は発行いたしませんので、振込明細をもって領収書に代えさせていただきます。</li> <li>●受付時間・発行について 受付時間：月曜～金曜9:00～16:00(土日祝除く) ※16:00以降につきましては、翌営業日の受付となります。</li> </ul>			
	受付日	年 月 日		
	営業課部長	会計課部長	フロント	営業サポート
※原則として受付翌日から3営業日以内に調査報告書FAX送信後、発送いたします。				

依頼書の使い回しはおやめください。都度最新の依頼書にてご依頼いただきますようお願い申し上げます。

重要事項に係る調査書ご依頼者の皆様へ

株式会社ユーホーム  
名古屋市中川区露橋 1 丁目 18 番 12 号

## 重要事項に係る調査書作成手数料に関する適格請求書補足資料

弊社は、重要事項に係る調査書の作成手数料に関して、領収書を発行いたしません。  
弊社は、作成手数料の振込明細書と下記の補足資料の組み合わせをもって、作成手数料の適格請求書といたします。

## 記

1. 適格請求書発行事業者の名称、住所、登録番号  
名称：株式会社ユーホーム  
住所：愛知県名古屋市中川区露橋 1 丁目 18 番 12 号  
登録番号：T8180001041695

2. 取引年月日  
振込明細書の振込日ご参照

3. 取引内容  
提供サービス及び重要事項に係る調査書作成手数料内訳

## ●重要事項に係る調査書を 1 部発行

発行書類	作成手数料
重要事項に係る調査書	15,000円
税抜金額合計(対象消費税率 10%)	15,000円
消費税額(消費税率 10%)	1,500円
税込金額合計	16,500円

## ●管理規約写しを 1 部発行

発行書類	作成手数料
管理規約写し	3,000円
税抜金額合計(対象消費税率 10%)	3,000円
消費税額(消費税率 10%)	300円
税込金額合計	3,300円

## ●総会議事録の写しを 1 部発行

発行書類	作成手数料
総会議事録の写し	500円
税抜金額合計(対象消費税率 10%)	500円
消費税額(消費税率 10%)	50円
税込金額合計	550円

## ●重要事項に係る調査書、管理規約写し、総会議事録の写しを 1 部ずつ発行

発行書類	作成手数料
重要事項に係る調査書	15,000円
管理規約写し	3,000円
総会議事録の写し	500円
税抜金額合計(対象消費税率 10%)	18,500円
消費税額(消費税率 10%)	1,850円
税込金額合計	20,350円

4. 書類の交付を受ける事業者の名称  
重要事項に係る調査書作成手数料の振込明細に記載された振込人名を参照

以上